

## 報告案件

# 会津若松市国民健康保険税条例の一部改正について

### 1. 改正の趣旨

地方税法施行令の一部を改正する政令が令和2年9月4日付で公布、令和3年1月1日で施行されることに伴い、国民健康保険税条例の一部を改正する。

### 2. 改正の目的

平成30年度の税制改正において、給与所得控除・公的年金等控除を10万円引き下げるとともに基礎控除を10万円引き上げる振替が行われ、令和3年1月1日で施行されることに伴い、所得情報を活用している国民健康保険税軽減について意図せざる影響や不利益が生じないように軽減判定所得基準を改正する。

### 3. 改正の内容

一定の給与所得者等が2人以上いる世帯は、国民健康保険税の軽減措置に該当しにくくなる影響を抑えるため、減額の対象となる所得の基準について、軽減判定所得の算定における基礎控除額相当分の基準額を33万円から43万円に引き上げるとともに、被保険者のうち一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者の数の合計から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加える。

#### (1) 軽減判定所得基準の改正

判定区分	改正前	改正後
7割軽減	基準額 <u>33</u> 万円	基準額 <u>43</u> 万円 + 10 万円 × (給与所得者等の数 - 1)
5割軽減	基準額 <u>33</u> 万円 + 28.5 万円 × (被保険者数)	基準額 <u>43</u> 万円 + 28.5 万円 × (被保険者数) + 10 万円 × (給与所得者等の数 - 1)
2割軽減	基準額 <u>33</u> 万円 + 52 万円 × (被保険者数)	基準額 <u>43</u> 万円 + 52 万円 × (被保険者数) + 10 万円 × (給与所得者等の数 - 1)

※一定の給与所得者等とは、一定の給与所得者（給与収入55万円超）と公的年金等の支給（60万円超（65歳未満）又は110万円超（65歳以上））を受ける者。

#### (2) 改正の影響

- ・自営業やフリーランスの世帯は、所得控除の10万円引下げに該当せず、基礎控除が10万円引き上げになるため、課税対象所得が減少し、税負担が軽減される。
- ・自営業やフリーランスの世帯は、軽減判定所得基準額が10万円分拡大することにより、7割・5割・2割軽減の各判定所得基準に該当し易くなる。
- ・軽減該当世帯及び軽減額の増加が見込まれる。
- ・影響額は、約6,000万円の減と推計される。

### 4 施行期日

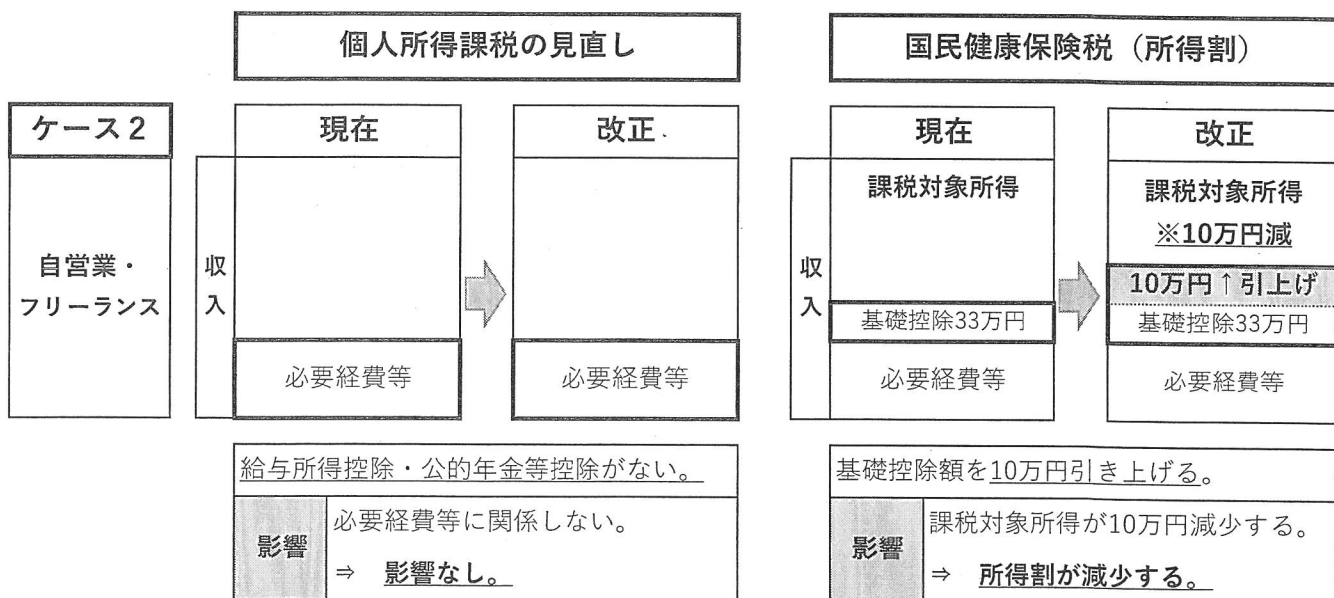
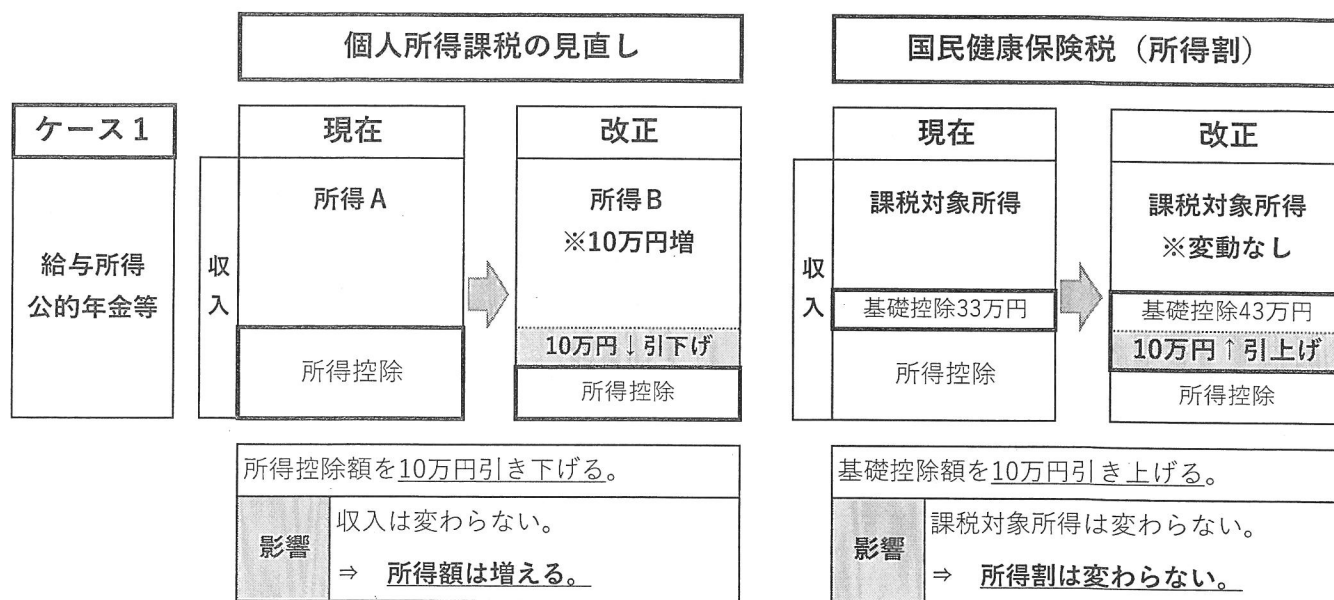
令和3年4月1日から施行する。

### 5 適用区分

改正後の条文規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

## 個人所得課税の見直しにおける国民健康保険税への影響について

※改正内容を簡易的にイメージ化したものです。



## 国民健康保険税（軽減判定所得基準）

軽減判定所得基準における個人所得課税見直しによる給与所得控除・公的年金等控除から国民健康保険税の基礎控除へ10万円振替えの影響は、

○該当者が1人の場合、給与所得控除・公的年金等控除10万円 = 基礎控除額相当分10万円 で相殺される。

○該当者が2人以上の場合、給与所得控除・公的年金等控除10万円×該当者数（事例では2人） ≠ 基礎控除額相当分10万円 のみでは相殺されないため、2人目以降の所得増10万円を相殺するために、軽減基準の算出式に「+（給与所得控除・公的年金等控除対象者2人-1）×10万円」を加えて補正している。

### 【事例】 給与所得控除・公的年金等控除対象者が国保世帯に2人の場合

改正後に**補正なし**の場合

軽減判定基準を**超過**する

改正後に**補正あり**の場合

軽減判定基準に**該当**する

軽減判定基準	<b>10万円</b>	≠	世帯所得（+20万円）	
	※差額10万円が相殺できない。			
	基礎控除額相当分 <b>10万円</b>	世帯主 所得B <b>+10万円</b>	被保険者 所得B <b>+10万円</b>	

軽減判定基準	<b>20万円</b>	=	世帯所得（+20万円）	
	※差額が生じず相殺できる。			
	基礎控除額相当分10万円 +（給与所得控除・公的年金等控除対象者2人-1） ×10万円 ※基礎控除額相当分10万円は、基礎控除33万円から43万円への引上げ差額。	世帯主 所得B <b>+10万円</b>	被保険者 所得B <b>+10万円</b>	

会津若松市国民健康保険税条例新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条～第10条（略）</p> <p>（税額の減額）</p> <p>第11条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、<u>43万円</u>（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計</p>	<p>第1条～第10条（略）</p> <p>（税額の減額）</p> <p>第11条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、<u>33万円</u></p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>

改正案	現行
<p>数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、<u>43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額</u>を超えない世帯に係る納税義務者</p>	<p>_____を _____を</p>
<p>ア～カ（略）</p>	<p>ア～カ（略）</p>
<p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、<u>43万円</u>（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、<u>43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額</u>）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p>	<p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、<u>33万円</u> _____に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p>
<p>ア～カ（略）</p>	<p>ア～カ（略）</p>
<p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、<u>43万円</u>（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、<u>43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額</u>）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p>	<p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、<u>33万円</u> _____に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p>
<p>ア～カ（略）</p>	<p>ア～カ（略）</p>
<p>（特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例） 第12条 国民健康保険税の納税義務者である世</p>	<p>（特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例） 第12条 国民健康保険税の納税義務者である世</p>

改正案	現行
<p>           帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等（法第 703 条の 5 の 2 第 2 項に規定する特例対象被保険者等をいう。第 17 条において同じ。）である場合における第 3 条及び前条の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（第 12 条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法_____第 28 条第 2 項の規定によって計算した金額の 100 分の 30 に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「同条第 2 項」とあるのは「法第 314 条の 2 第 2 項」と、前条第 1 項第 1 号中「総所得金額」とあるのは「総所得金額（次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第 28 条第 2 項の規定によって計算した金額の 100 分の 30 に相当する金額によるものとする。次号及び第 3 号において同じ。）」とする。         </p> <p>第 13 条～第 22 条（略）</p> <p>附 則</p> <p>第 1 項（略）</p> <p>（公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が前年中に所得税法第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得について同条第 4 項に規定する公的年金等控除額（年齢 65 歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第 11 条の規定の適用については、同条中「法第 703 条の 5 に規定する総</p>	<p>           帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等（法第 703 条の 5 の 2 第 2 項に規定する特例対象被保険者等をいう。第 17 条において同じ。）である場合における第 3 条及び前条の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（第 12 条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 28 条第 2 項の規定によって計算した金額の 100 分の 30 に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「同条第 2 項」とあるのは「法第 314 条の 2 第 2 項」と、前条第 1 項第 1 号中「総所得金額」とあるのは「総所得金額（次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第 28 条第 2 項の規定によって計算した金額の 100 分の 30 に相当する金額によるものとする。次号及び第 3 号において同じ。）」とする。         </p> <p>第 13 条～第 22 条（略）</p> <p>附 則</p> <p>第 1 項（略）</p> <p>（公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が前年中に所得税法第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得について同条第 4 項に規定する公的年金等控除額（年齢 65 歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第 11 条の規定の適用については、同条中「法第 703 条の 5 に規定する総</p>

改正案	現行
<p>所得金額及び山林所得金額」とあるのは、「法第703条の5に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。）及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。</p>	<p>所得金額_____」とあるのは、「法第703条の5に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。）_____」とする。</p>
<p>附 則</p>	
<p>（施行期日）</p>	
<p>1 この条例は、令和3年4月1日から適用する。</p>	
<p>（適用区分）</p>	
<p>2 改正後の会津若松市国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。</p>	